

# 建設業者の皆さんへ

- 入札・契約制度の改正について -

入札・契約制度について、次のとおり改正いたします。

## 1. 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の引き上げについて

当分の間、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定基準を、下記のとおりとします。

改正後	現行
<b>直接工事費の100%</b> （ただし土木工事と舗装工事以外は上記の <b>95%</b> （95%））	<b>直接工事費の95%</b> （ただし土木工事と舗装工事以外は上記の <b>95%</b> （90.25%））
<b>共通仮設費の100%</b>	<b>共通仮設費の90%</b>
<b>現場管理費の70%</b>	<b>現場管理費の70%</b>
<b>一般管理費の30%</b>	<b>一般管理費の30%</b>
～ の合計（1万円未満の端数は切り捨て）	～ の合計（1万円未満の端数は切り捨て）

## 2. 適用時期

平成22年10月26日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用。